## (専水様式第1号)

専用水道布設工事 (変更) 設計の確認申請書

年 月 日

中津市長あて

住 所

氏 名

印

水道法第32条の規定に基づき、下記専用水道の布設工事(変更)設計の確認を受けたいので、同法第33条の規定による関係書類を添えて申請します。

記

- 1 専用水道の名称・所在地
- 2 水道事務所の所在地

## 添付書類

・法第33条第4項及び規則第53条による書類

## 申請についての留意事項

- ・「中津市専用水道の手引き」P8を参照してください。
- ・変更設計に係る添付書類については、変更前と変更後に区分して記載すること。図面については変更する部分について赤書とすること。

## 専用水道布設工事設計の確認申請書添付書類

	要件		
1 工事設計書			
1 — 1	一日最大給水量及び一日平均給水量		
1 — 2	水源の種別及び取水地点		
1 - 3	水源の水量の概算及び水質試験の結果		
1 - 4	水道施設の概要		
1 — 5	水道施設の位置、規模及び構造		
1-6	浄水方法		
1 - 7	工事の着手及び完了の予定年月日		
1 – 8	厚生労働省令で定める事項		
(1)	主要な水理計算		
(2)	主要な構造計算		
(3)	主要な水道施設の施工方法の概要		

2	厚生労	働省令で定める書類(図面を含む)
		水の供給を受ける者の数を記載した書類
		人
	2 - 2	水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面
	2 - 3	水道施設の位置を明らかにする地図
	2 - 4	水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
	0 5	
	2 - 5	主要な水道施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
	2 – 6	導水管きょ、送水管及び主要な配水管の設置状況を明らかにする平面図、
		等が自己よ、
	ጥ <u></u>	
	その他	

(注)分譲住宅、分譲地等の水道計画については別紙1「専用水道設置者との協議事項」により協議のうえ、写しを添付すること。

力170人	日 等用小垣設直有との協議事項
	(該当の協議事項を○でかこんでください。)
	市の経営する水道事業に編入できるか。
	(A)統合編入できる。 (B)統合編入できない。
	1 統合編入できる場合
	(1) 統合編入できる予定年月日及び当該事業名
	(イ) 年 月 日統合(又は統合予定)
統	(□)○○上(簡易)水道事業第○次拡張事業
	(注)統合計画の概要を示す図面を添付してください。
合	(2) 統合編入に関する諸条件について
	(イ)無償譲渡できるかどうか。
に	(A) できる (B) できない(理由を別紙で添付してください。)
	(口)(簡易)水道事業給水条例、規定等に適合しているかどうか。
関	設計の審査(使用資材の審査を含む) (A)適合している (B)適合していない
	布設工事の竣工検査 (A)設置者がする (B)市がする
す	(3) 統合編入までの間の専用水道の維持管理について
	(イ)居住者が100人以下であるときの維持管理について
る	(A)造成者で行う (B)居住者で行う (C)市で行う
	(口)居住者が101人以上になったときからの維持管理について
協	(A)造成者で行う (B)居住者で行う (C)市で行う
	2 統合編入できない場合
議	(1) 統合編入できない理由(別紙にして理由書を添付すること。)
	(2)専用水道の維持管理について
事	(イ)居住者が100人以下であるときの維持管理について
	(A)造成者で行う (B)居住者で行う (C)市で行う
	(口)居住者が101人以上になったときからの維持管理について
	(A)造成者で行う (B)居住者で行う (C)市で行う
	3 居住者が101人以上となり専用水道の管理を居住者が行う場合。
	設置者の変更届、技術管理者の設置届の提出についての指導は
<u> </u>	(A)居住者で行う (B)市で行う
その	
他の	
協議	
事項	
	○○専用水道の設置に関して上記のとおり協議し両者共に確認します。
	年 月 日
	水道事業者名        印
/ <del>      -   -/</del>	○○専用水道設置者名 印 コストのは業書はよってより
(/備考	うこの協議書は2通作成し、各自それぞれ1通を所持すること。

(備考)この協議書は2通作成し、各自それぞれ1通を所持すること。 提出する本書の写しには、必ず提出者において原本証明をすること。